

化学物質による労働災害防止のための新たな規制（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等の内容）に関するQ&A

令和6年2月28日更新

※主な更新箇所：No.1-3-6を追加

No	ジャンル	質問	回答
1-1-1	1-1. 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	国によるGHS分類結果はどこで確認できるか？ また、ラベル・SDSの作成にあたり、国によるGHS分類結果を採用しなければならないか？	国（政府）によるGHS分類結果は、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページで公開されています。なお、各事業者がラベルやSDSを作成する際に、事業者が持つ危険有害性情報に基づき、国によるGHS分類と異なる分類を行うことを妨げるものではありません。 <（独）製品評価技術基盤機構（NITE） NITE統合版 GHS分類結果一覧> https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_all_fy.html
1-1-2	1-1. 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	天然物の抽出物等、天然物由来のもののみからなる製品においても、表示・通知対象物質が裾切り値以上含まれる場合には、表示・通知の義務対象か？	天然物由来であるか否かに関わらず、ラベル表示・SDS交付の義務対象物質（表示・通知対象物質）を裾切り値以上含有する製品を譲渡・提供する場合は、ラベル表示・通知の義務対象となります。ただし、次のような製品は「主として一般消費者の生活の用に供するための製品」に該当し、表示・通知義務の適用が除外されます。 ・医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品 ・農薬取締法に定められている農薬 ・労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 ・表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品 ・一般消費者のもとに提供される段階の食品 ・家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品 など
1-1-3	1-1. 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	追加された、または追加予定の物質やCAS番号はどこで確認できるか？	ラベル表示・SDS交付の義務対象物質（表示・通知対象物質）に追加となる物質については、厚生労働省または（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページにおいて、CAS登録番号を併記した物質リストを公開しています。 <厚生労働省ホームページ「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等の内容～」中の対象物質の一覧> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html <（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト> https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

1-1-4	1-1. 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	表示・通知対象物質に追加される物質について、ラベル・SDS・リスクアセスメントをいつまでに実施しなければならないか？	政省令改正により表示・通知対象物質に追加された物質については、改正政省令の施行日から表示、通知及びリスクアセスメントの実施が義務付けられます。 ただし、ラベルの貼替え等に係る事業者の負担を考慮し、施行日において「現に存するもの」については、名称等のラベル表示をさらに１年間猶予する経過措置が設けられています。 また、該当物質の譲渡・提供を受けた事業者がリスクアセスメント等の必要な対応を行うためには、施行日までに譲渡・提供を受ける全ての者に該当物質の危険有害性情報が伝達される必要があるため、安衛則第24条の15に基づき優先的にSDSの提供に努めてください。 なお、リスクアセスメントの実施時期については、今回の改正では変更されておらず次に該当する場合に実施してください。 <法律上の実施義務> ・対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき ・対象物を製造し、または取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき ・上記のほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき（新たな危険有害性の情報がSDSなどにより提供された場合、濃度基準値が新たに設定された場合など） <指針による努力義務> ・労働災害発生時（過去のリスクアセスメントに問題があるとき） ・過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき ・過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき（施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合）
1-2-1	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	「労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること」の最小限度の目安は？	ばく露濃度の最小限度の基準はありませんが、各事業場でリスクアセスメントを実施した結果を踏まえて、ばく露濃度を最小限に抑えていただくことが必要となります。 なお、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIHのTLV-TWA等が設定されている物質については、これらの値を参考にリスクアセスメントを実施し、ばく露濃度を最小限に抑える方法などの方法もあり、各事業場に応じた自律的な管理をお願いします。
1-2-2	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	濃度基準値とは何か。	一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定める物（濃度基準値設定物質）に関して、労働者の健康障害を防止するために超えてはならないばく露の程度として、厚生労働大臣が定める濃度の基準のことです。つまり、濃度基準値は、法令で定めるばく露の基準です。 濃度基準値には、八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値（天井値を含む。）が設定されています。 なお、作業環境の評価基準である「管理濃度」とは趣旨が異なるものです。

1-2-3	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	濃度基準値設定物質に関しては、濃度基準値以下とすることが義務化されるが、濃度基準値以下であることを事業者はどのように確認すればよいのか？	濃度基準値以下と判断する基本的な考え方として、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」においては、 ①事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もること。 ②濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定（以下「確認測定」という。）を実施すること。 とされています。 濃度基準値以下であることを確認する手法としては、必ずしも測定による必要はなく、数値モデル等を用いた評価によることができます。その結果、労働者の呼吸域の濃度が八時間濃度基準値の2分の1程度を越えると評価された場合には、確認測定を実施する必要があります。確認測定の具体的な実施方法は、技術上の指針に記載されておりますので、そちらをご覧ください。 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日 技術上の指針公示第24号） https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001091287.pdf
1-2-4	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	濃度基準値設定物質に関しては、濃度基準値以下とすることが義務化されるが、屋外作業場も同様の対応が求められるのか？	濃度基準値設定物質を濃度基準値以下とする義務は、屋内作業場を対象としているため、屋外作業場は対象外となります。ただし、屋外作業場であってもリスクアセスメントを実施し、ばく露を最小限とすることが必要となります。
1-2-5	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	どのような場合が屋外作業場に該当するか？	「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」では、 屋外作業場は、「建家の側面の半分以上にわたって壁等の遮へい物が設けられておらず、かつ、ガス・粉じん等が内部に滞留するおそれがない作業場を含む。」と説明されています。 これに該当する作業場とお考え下さい。 <職場のあんぜんサイト 作業環境測定> https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo17_1.html 安衛法第65条第1項では、「事業者は、有害業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない」と定められています。 この規定により、事業者が作業環境測定を実施しなければならない作業場は、安衛法施行令第21条で次の10種類の作業場をあげています（厚生労働省令によりさらに限定されているものもあります）。 （7）特定化学物質（第1類物質及び第2類物質）を製造し、又は取り扱う屋内作業場等及び石棉等を取り扱い、又は試験研究のために製造する屋内作業場 （10）有機溶剤（第1種有機溶剤等及び第2種有機溶剤）を製造し、又は取り扱う屋内作業場
1-2-6	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	濃度基準値を超えていた場合はどうしたらよいのか？	労働者の健康障害を防止するために、危険性又は有害性のより低い物質への代替、衛生工学的対策、管理的対策、呼吸用保護具の使用という化学物質リスクアセスメント指針の優先順位に従い、リスク低減措置を実施し、濃度基準値以下としなければなりません。

1-2-7	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	濃度基準値における「天井値」とは何か。	作業中のばく露のいかなる部分（いかなる短時間のピーク）においても超えないように努めなければならない基準です。 有害性の観点から、極めて短時間で急性健康影響がある物質については、短時間濃度基準値ではなく、天井値として設定すべきであるという判断がなされています。連続測定の困難性も踏まえ、努力義務として天井値が規定されています。
1-2-8	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定の頻度はどれくらいか。	濃度基準値を超える場合は少なくとも6月に1回、確認測定を実施する必要があります。また、濃度基準値の2分の1程度を上回り、濃度基準値を超えない場合でも、一定の頻度で確認測定を行うことが望ましいとされています。
1-2-9	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	濃度基準値の2分の1を上回り、濃度基準値を超えない場合は、一定の頻度で確認測定を行う必要があります。の「一定の頻度」とは概ねどの程度の範囲を指すのか。	「一定の頻度」については、安衛則第34条の2の7及び化学物質リスクアセスメント指針に規定されるリスクアセスメントの実施時期を踏まえつつ、リスクアセスメントの結果、定点の連続モニタリングの結果、工学的対策の信頼性、製造し又は取り扱う化学物質の毒性の程度等を勘案し、労働者の呼吸域における物質の濃度に応じた頻度となるように事業者が判断することになります。
1-2-10	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	事業者が工学的対策の設計及び評価を実施する場合にはどのようなことをすれば良いか。	事業者が工学的対策の設計及び評価を実施する場合には、個人ばく露測定とよくデザインされた場の測定の両方が必要です。 ここでいう場の測定とは、作業環境測定基準に示された方法を準用して行う測定であり、当該測定は、労働安全衛生法第65条に基づく測定ではありませんが、測定精度を担保するため、場の測定の実施者は「作業環境測定士」が関与することが推奨されます。
1-2-11	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	確認測定は誰が行っても良いか。	測定の実施者の要件はありませんが、確認測定を行う場合は、確認測定の精度を担保するため、作業環境測定士が関与することが推奨されます。
1-2-12	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況について、労働者の意見を聴く機会を設けるとともに、記録を作成しなければならないが、どのような項目を記録すべきか？また決まった様式はあるか？	ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況の記録は次の項目について作成すること求められます。 ・リスクアセスメント対象物にばく露される程度を低減させるために講じた措置の内容 ・労働者のばく露状況 ・労働者の作業の記録（がん原性物質に限る。） ・関係労働者の意見の聴取状況 このうち、関係労働者の意見は、衛生委員会（労働者数50人未満の事業場は、労働安全衛生規則第23条の2に基づく意見聴取の機会）において聴くこととなり、当該衛生委員会又は意見聴取の機会ごとの記録を保存すれば足り、化学物質1つずつに対して意見聴取を行う必要はありません。 その他の事項については、取り扱った各物質に関する情報が判別できる形で記録を作成する必要があります。 なお、法令で決まった様式は定められていませんので、上記項目を満たした上で、各事業者で作成・保存しやすい形式で管理してください。
1-2-13	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況に関する記録作成は、作業の変更等、ばく露に影響を及ぼす変化が生じた場合に実施すればよいか？	ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況に関する労働者からの意見聴取や記録作成は、ばく露に影響を及ぼす変化の有無に関わらず、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に作成し、3年間（がん原性物質の場合は30年間）保存する必要があります。

1-2-14	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況に関する労働者からの意見聴取は当該作業に係るすべての労働者に意見聴取する必要があるか？	意見聴取は、関係する労働者の代表者に実施すればよく、すべての労働者に対して求められるものではありません。また、衛生委員会（労働者数50人未満の事業場は、労働安全衛生規則第23条の2に基づく意見聴取の機会）に関係労働者やその代表者が参加している場合には、調査審議（意見聴取）と兼ねて行うことも可能です。
1-2-15	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	リスクアセスメント対象物のうち、作業記録等の30年間保管が求められる「がん原性物質」とは何か？	作業記録やリスクアセスメント対象物健康診断の結果の30年間保存が必要ながん原性物質は、「労働安全衛生規則第577条の2第3項（令和6年4月1日以降は第5項）の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）」で、リスクアセスメント対象物のうち、令和3年3月31日までに国によるGHS分類結果で発がん性区分1に該当すると分類された物質と示されています。ただし、次の物質および事業者ががん原性物質を臨時に取り扱う場合は除外されています。 ・エタノール ・特定化学物質障害予防規則の特別管理物質 なお、具体的な物質リストも厚生労働省のホームページで公開されています。 <厚生労働省 労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用分）> 以下のページの「対象物質の一覧」参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html
1-2-16	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	がん原性物質を臨時に取り扱う場合は除外されているが臨時とはどういう状態か	「臨時に取り扱う場合」とは、当該事業場において通常の作業工程の一部又は全部として行っている業務以外の業務で、一時的必要に応じて当該物質を取り扱い、繰り返されない業務に従事する場合を言います。 したがって、通常の作業工程においてがん原性物質を取り扱う場合は、当該物質を取り扱う時間が短時間であっても、又は取扱いの頻度が低くても、「臨時に取り扱う場合」には該当しません。
1-2-17	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	がん原性物質について30年間保管が求められる作業記録とはどのような項目を記載するのか？また決まった様式はあるか？	がん原性物質の作業記録として30年間の保管が義務付けられるのは次の項目です。 ・がん原性物質を製造又は取り扱う業務に従事する労働者のがん原性物質のばく露状況 ・労働者の氏名 ・従事した作業の概要 ・当該作業に従事した期間 ・がん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要 なお、法令で決まった様式は定められていませんので、上記項目を満たした上で、各事業者で作成・保存しやすい形式で管理してください。
1-2-18	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況に関する記録作成において、リスクアセスメント対象物のうち、安衛法第28条第3項に基づくがん原性指針の対象物質に基づき従来から対応している場合には追加的な対応は不要か？	ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況に関する記録作成では、がん原性指針の項目に追加して、リスクアセスメントの結果等に基づき講じた措置の状況や、ばく露の状況などの記録が求められているため、追加的な対応が必要になります。

1-2-19	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	粉状のがん原性物質を含む溶液を取り扱っているものの、取扱いの過程において、明らかにばく露することが想定されない（粉として吸入することが想定されない）場合、 ・ばく露の状況 ・作業記録 の30年保管は必要か？	「明らかにばく露しない状況」の意味するところが必ずしも明らかではありませんので、個別に労働基準監督署にお問い合わせください。 がん原性物質は、リスクアセスメント対象物であることから、当該がん原性物質を溶液中にSDSの裾切値以上の濃度で含有する場合には対象となります。なお、主として一般消費者の生活の用に供する製品は対象外となります。
1-2-20	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	がん原性指針の適用対象物質と、安衛則第577条の2のがん原性物質の両方に該当する物質はどのように取り扱えばよいか？	労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（健康障害を防止するための指針公示第27号。以下「がん原性指針」という。）は、対象となる物質について、ばく露低減等の健康障害防止のための適切な取扱い等を求める指針であることから、がん原性指針の適用対象物質と、がん原性物質の両方に該当する物質については、安衛則第577条の2に基づき作業記録等を30年間保存するとともに、がん原性指針に基づき適切な取扱い等を行う必要があります。
1-2-21	1-2. リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務	結晶質シリカが「がん原性物質」に指定されましたが、農業法人、土木建設業者など0.1%以上の結晶質シリカが当然含まれるであろうものを扱う業界に結晶質シリカを認識することが可能か？	がん原性物質はリスクアセスメント対象物であることから、がん原性物質を裾切り値以上含有する製品を譲渡・提供する際については、安衛法第57条及び第57条の2に基づく、ラベル表示・SDS交付の対象となります。また、農業法人や土木建設業者も、安衛法令に従い、作業前にSDSを確認しリスクアセスメントを行わなければなりません。化学品が発がん性物質を含んでいるか疑わしい場合は、譲渡提供者に確認する必要があります。
1-3-1	1-3. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止において、保護具着用が義務化される「皮膚等障害化学物質等」とは何か？	皮膚等障害化学物質等とは、安衛則上「化学物質または化学物質を含有する製剤で、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に浸入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの」と規定したところです。今回の改正では保護具着用義務の対象を次の3つに区分しています。 ・おそれのあることが明らかなもの：義務の対象 国が公表するGHS分類結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの及び別途示すもの ・おそれがないことが明らかなもの：義務の対象外 国が公表するGHS分類結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれも「区分に該当しない」と記載され、かつ、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」を除くいずれにおいても、経皮による健康有害性のおそれに関する記載がないもの ・おそれがないことが明らかではないもの：努力義務の対象 上記以外のもの なお、皮膚等障害化学物質については厚生労働省HPに掲載されています。
1-3-2	1-3. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止において、義務および努力義務の対象となるのは、要件に該当するリスクアセスメント対象物に限定されるか？	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止における保護具着用の義務および努力義務は、リスクアセスメント対象物に限定しているものではありません。国が公表するGHS分類結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等の情報から要件に該当する場合には、義務および努力義務の対象となります。

1-3-3	1-3. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止	SDSの提供が努力義務の化学品的場合、化学品的使用者にSDSが提供されない場合も想定される。SDSで「皮膚等障害化学物質等」が確認できない場合は、どのように対応すべきか？	SDS等によって「おそれがあることが明らかなもの」、「おそれがないことが明らかなもの」の確認ができない場合は、「おそれがないことが明らかなでないもの」に該当し、保護具着用の努力義務の対象となります。しかしながら、危険有害性を有する化学品であれば、通知対象物以外であってもSDS提供の努力義務の対象であるため、化学品的の提供元に確認する等の対応を図ることが推奨されます。
1-3-4	1-3. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止	皮膚等障害化学物質への直接接触を防止するための、保護具の選定にあたって参考となる基準等はあるか？	平成29年1月12日付で通達「基発0112第6号 化学防護手袋の選択、使用等について」が発出されており、この通達に不浸透性の定義や化学防護手袋の選択基準などが示されています。また、参考となるJIS規格は、JIS T 8116（化学防護手袋）、JIS T 8005（防護服の一般要求事項）が制定されています。
1-3-5	1-3. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止	呼吸用保護具の選定にあたって参考となる基準等はあるか？	令和5年5月25日付で通達「基発 0525 第3号 防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」が発出されており、この通達に呼吸用保護具の選択、使用等に当たっての留意事項が示されています。
1-3-6	1-3. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止	皮膚等障害化学物質には裾切値（製剤（混合物）中の対象物質の含有量がその値未満の場合、規制の対象とならない値）が定められているか。	皮膚等障害化学物質の裾切値は、ラベル表示に係る裾切値の考え方をを用い、以下のとおり設定しています。 ・皮膚刺激性有害物質 1％ ・皮膚吸収性有害物質 1％（国が公表するGHS分類の結果、生殖細胞変異原性区分1又は発がん性区分1の物質は0.1％、生殖毒性区分1の物質は0.3％） 皮膚等障害化学物質及び裾切値の一覧については、厚生労働省HPに掲載しています。 https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001164701.xlsx
1-4-1	1-4. 衛生委員会付議事項の追加	衛生委員会において、自律的な管理の実施状況を労使で共有し調査審議を行うこととあるが、頻度は調査審議発生の都度実施の理解で良いか。例えば、半期毎などある程度集約し調査審議するなど事業者側でその頻度を決めてよいのか。	安衛則第23条第1項において、安全衛生委員会又は衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならないとしていますが、同条第2項において、調査審議事項等については、委員会で定めるところによるとされていることから、化学物質の自律的な管理の状況をどの程度の頻度で調査審議事項とするかについては、各事業場の実態に応じてご判断いただくことになります。
1-4-2	1-4. 衛生委員会付議事項の追加	ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況について、労働者の意見聴取が求められているが、追加された衛生委員会付議事項と重複する部分もあるため、衛生委員会であわせて実施し、記録は議事録に記載することでよいのか？	関係労働者又はその代表が衛生委員会に参加している場合等は、安衛則第22条第11号の衛生委員会における調査審議と兼ねて行っても差し支えありません。また、その記録については、衛生委員会の議事録への記載で結構です。
1-5-1	1-5. 化学物質によるがんの把握強化	労働者のがん等の罹患情報は個人情報であるが、事業者は労働者のがん等の罹患情報をどのように把握すべきか？	がん罹患労働者の把握については、労働者の自発的な申告や衛生委員会等で定めた社内の規定、休職手続等で職務上事業者が把握した場合に限るものです。そのため、労働安全関連法令を根拠として、労働者の個人情報の提供を強要することは避け、事前に労使で協議を行った上で、情報の取り扱い方法や取り扱い範囲を決めて、産業医などと相談しながら、本人の同意のもとに情報を収集することが望ましいと考えます。

1-6-1	1-6. リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	リスクアセスメント結果としてどのような内容を記録する必要があるか？ また決められた様式はあるか？	従来、労働者への周知項目として定められていた次の項目がリスクアセスメント結果の記録となります。 ・リスクアセスメント対象物の名称 ・業務内容 ・リスクアセスメント結果 ・リスクアセスメント結果に基づき事業者が講じる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容 なお、業種や事業場、作業方法によって使い易い様式は異なるものと考えられるため、法令で決まった様式は定められていません。事業場の実態に即した様式で記録保管してください。
1-6-2	1-6. リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	リスクアセスメントの記録はリスクアセスメントを実施した場合に作成することが必要となるが、リスクアセスメントの実施頻度は定められているか？	リスクアセスメントの実施時期は今回の改正では変更されておらず、「対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき」などに該当する場合には実施が義務づけられていますが、実施頻度は定められていません。 そのため、記録保管期間は、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（ただし3年以内に次のリスクアセスメントを行ったときは3年間）となります。
1-7-1	1-7. 化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	新たに設けられた「化学物質管理専門家」の要件は？	化学物質管理専門家の要件は「労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第274号）」によって次の要件が定められています。 ・労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学に限る）に合格し、安衛法第八十四条第一項の登録を受けた者で、5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有するもの ・安衛法第十二条第一項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後8年以上安衛法第十条第一項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの ・作業環境測定士で、その後6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの ・上記と同等以上の能力を有すると認められる者として通達に定められた次のもの - 安衛法第82条第1項の労働安全コンサルタント試験（化学に限る）に合格し、法第84条第1項の登録を受けた者であって、その後5年以上化学物質に係る法第81条第1項に定める業務（専門家告示（粉じん則）第4号においては、粉じんに係る法第81条第1項に定める業務）に従事した経験を有するもの - 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるCIH（Certified Industrial Hygiene Consultant）労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されているもの - 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナル・ハイジニスト又は国際オキュペイショナル・ハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナル・ハイジニスト若しくはインダストリアル・ハイジニストの資格を有する者 - 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者 - 労働災害防止団体法第12条の衛生管理士（法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学に限る）に合格した者に限る）に選任された者であって、5年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者
1-7-2	1-7. 化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	監督署長からの指示を受けた場合に相談・助言・指導を受けることが義務付けられた「化学物質管理専門家」は、指示を受けた事業者が任命するのか？	事業者が自ら化学物質管理専門家に助言等を依頼することになります。

1-7-3	1-7. 化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	監督署長からの指示を受けた場合に相談・助言・指導を受けることが義務付けられた「化学物質管理専門家」は、要件を満たせば事業場内の人でよいのか？	化学物質による労働災害が発生した事業場等に対し、労働基準監督署長が改善の指示を行ったときは、事業者は、化学物質管理専門家からの助言等を受けなければなりません。この場合の化学物質管理専門家において、所属は問いませんが、客観的な判断を行う必要があるため、事業場に属さない者（同一法人の別事業場に所属する化学物質管理専門家を含む）であることが望ましいです。
1-7-4	1-7. 化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	「化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれのある事業場」の対象は、化学物質による健康障害のことであって、物質による切創や、不活性ガスによる酸欠労働災害は含まないと考えてよいのか。また、過去労働者における石綿やじん肺等の労災認定も含まれるか？	「化学物質による労働災害」には、物質による切創等のけがは含まれませんが、一酸化炭素や硫化水素等による酸欠、化学物質（石綿を含む。）による急性又は慢性中毒、がん等の疾病は含みます。また、粉じん状の化学物質による中毒等は化学物質による労働災害に含まれますが、粉じんの物理的性質による疾病であるじん肺は含まれません。
1-8-1	1-8. リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	「労働者が厚生労働大臣が定める濃度基準を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに医師等による健康診断を行うこと」とあるが、濃度基準を超過したことを常時測定することは困難であるが、どのように判断すべきか？	「厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるとき」とは、ばく露濃度の常時測定を求めるという趣旨ではなく、例えば、リスクアセスメントにおける実測（数理モデルで推計した呼吸域の濃度が濃度基準値の2分の1程度を超える等により事業者が行う確認測定（化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号））の濃度を含む。）、数理モデルによる呼吸域の濃度の推計又は定期的な濃度測定による呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えていることから、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下に抑制するために局所排気装置等の工学的措置の実施又は呼吸用保護具の使用等の対策を講じる必要があるにも関わらず、工学的措置が適切に実施されていない（局所排気装置が正常に稼働していない等）ことが判明した場合、労働者が必要な呼吸用保護具を使用していないことが判明した場合、労働者による呼吸用保護具の使用方法が不適切で要求防護係数が満たされていないと考えられる場合その他の工学的措置や呼吸用保護具でのばく露の制御が不十分な状況が生じていることが判明した場合及び漏洩事故等により、濃度基準値がある物質に大量ばく露した場合が含まれます。詳しくは、「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」（令和5年10月17日付け基発1017第1号）をご覧ください。 ＜リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン＞ https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001161296.pdf
1-8-2	1-8. リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	リスクアセスメント対象物の健康診断の実施は事業者の判断で実施要否を決めればよいのか？	リスクアセスメント対象物の健康診断は、リスクアセスメントの結果に基づき、衛生委員会等において関係労働者の意見を聴き、リスクの程度に応じて健康診断の実施を事業者が判断することとしています。なお、リスクアセスメント対象物健康診断については、「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」も併せてご参考にしてください。 ＜リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン＞ https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001161296.pdf
1-8-3	1-8. リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	リスクアセスメント対象物の健康診断結果の記録保存は、電子データによる保存も可能か？	厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の改正により、リスクアセスメント対象物の健康診断をはじめとする各種の記録は、電子データによる保存も可能です。
			上記のほか、リスクアセスメント対象物健康診断に関するFAQについては、以下もご覧ください。 以下のURL→よくあるお問合せ→リスクアセスメント対象物健康診断に関するQ&A 参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

2-1-1	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	新たに選任が求められた化学物質管理者はどのような職務を遂行することが求められるのか？	化学物質管理者は、リスクアセスメントの実施に関すること等の化学物質の管理に係る技術的事項を管理する者であり、事業者の責任において選任するものです。具体的な業務範囲は改正安衛則第12条の5において、以下の事項と規定しております。 1. ラベル表示及びSDS交付に関すること。 2. リスクアセスメントの実施に関すること。 3. リスクアセスメントの結果等に基づき事業者が講ずる措置の内容及びその実施に関すること。 4. リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。 5. リスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。 6. リスクアセスメントの結果等に基づき事業者が講じた措置の状況等の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。 7. 1 から4 までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。 なお、化学物質管理者に求められる業務は、上記業務を「管理」することであって、実際の業務を必ずしも自らが行う必要はありません。これらの業務は、従前の担当者が引き続き行い、化学物質管理者はその業務を管理する役割として位置づけられます。
2-1-2	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	化学物質管理者は、業務の「管理」が求められることから、役職者から選任する必要があるか？また他の職務との兼任や外部委託は認められるか？	化学物質管理者の選任に当たっては、当該管理者が実施すべき業務をなし得る権限を付与する必要がある、事業場において相応するそれらの権限を有する役職に就いている者を選任することが望ましいと考えます。 また、化学物質管理者の職務を適切に行える範囲であれば、その他の職務と兼務することは差し支えありません。一方、化学物質管理者が実施すべき業務に必要な権限を付与する必要があることから、事業場内の労働者から選任することが原則となります。
2-1-3	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	工場でリスクアセスメント対象物を製造し、別事業場でラベル・SDSを作成している場合や、海外からリスクアセスメント対象物を輸入し、ラベル・SDSを作成している場合等、ラベル・SDSの作成のみを行う事業場も、化学物質管理者の選任が必要か？	リスクアセスメント対象物の製造又は取り扱いを行っていない場合でも、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行っている事業場や、リスクアセスメント対象物を製造する事業場とは別の事業場でラベル・SDSを作成している場合は、当該ラベル・SDS作成を行う事業場においても化学物質管理者の選任が必要となります。 ただし、リスクアセスメント対象物を製造する事業場には該当しませんので、化学物質管理者の選任に当たって、特段の資格要件は設けませんが、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を受講することを推奨しています。 また、事業場内で混合・調合して（化学変化を伴うものを含む）そのまま消費する場合も、物を製造して出荷しているわけではないので、「リスクアセスメント対象物の製造事業場」に該当しません。
2-1-4	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	化学物質管理者の選任において、リスクアセスメント対象物の製造事業場では専門的講習の受講が必要だが、リスクアセスメント対象物の小分けや破碎を行う事業場は製造事業場に該当するか？	譲渡提供を目的として、混合や精製など、化学品の組成の変更を伴う作業を行う事業場は製造事業場に該当するため、化学物質管理者の選任にあたっては、専門的講習の受講が必要になります。一方、小分け・破碎は「取扱い」に該当し、化学物質管理者の資格要件はありません。
2-1-5	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	化学物質の取扱いがなく、またラベル・SDSに関する業務にもかかわりがないもののリスクアセスメント対象物を販売している営業所等の事業場も「譲渡・提供を行う事業場」に該当し化学物質管理者の選任が必要か？	化学物質管理者の選任が必要な「リスクアセスメント対象物の譲渡・提供を行う事業場（製造又は取り扱う事業場を除く。）」とは、製造・取扱いは行わないが、ラベル・SDSの作成やその管理等を行っている事業場のことを指します。 「支店・営業所」等の名称で判断するものではなく、実態による判断となりますが、いわゆる営業窓口のみで実態として化学物質管理を行っていない事業場については、選任義務はありません。

2-1-6	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	リスクアセスメント対象物を譲渡提供する事業場（業種・規模要件なし）において、化学物質管理者の選任が必要となりましたが、リスクアセスメント対象物を直接取り扱っていない場合においても化学物質管理者の選任は必要か。	リスクアセスメント対象物を直接取り扱ってなくても、リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行っている事業場では化学物質管理者の選任が必要となります。 ただし、例えば、本社にてラベル・SDSの作成等をまとめて行っており、支社等においてラベル・SDSの作成等を行っていない場合は、支社等において化学物質管理者の職務を行うことができないため、支社等で化学物質管理者の選任は不要となります。ただし、本社において選任した化学物質管理者が、支社等も含めた化学物質の管理を行う必要があります。
2-1-7	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	化学物質管理者の専門的講習は、どのような組織がどのような内容で実施するのでしょうか？	講習機関に対する登録等の規定はありませんので、どのような機関が講習を実施するかを国が把握する制度にはなっていません。これまで労働安全衛生法関連の講習を実施してきた機関等で講習が開催されています。 また、化学物質管理者の専門的講習の内容については、「労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和4年厚生労働省告示第276号）」で次のように定めています。 ・化学物質の危険性及び有害性並びに表示等：2.5時間 ・化学物質の危険性又は有害性等の調査：3.0時間 ・化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等：2.0時間 ・化学物質を原因とする災害発生の対応：0.5時間 ・関係法令：1.0時間 ・化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等に関する実習：3.0時間
2-1-8	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	化学物質管理者の専門的講習を自社で行うことは可能か？その場合の要件は？	自社で講習を実施していただいてもかまいません。ただし、自社で実施する場合も、「労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和4年厚生労働省告示第276号）」で定める講義、実習、講師の規定を遵守する必要があります。
2-1-9	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任について、労働基準監督署への届出が必要か？	化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任にあたり、労働基準監督署への届出は不要です。ただし、選任した時には氏名の掲示や腕章、イントラネット等によって関係する労働者に周知することが必要です。
2-1-10	2-1. 化学物質管理者の選任義務化	化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任に関して、少量（年間100ml程度）の対象物質（エタノール、アンモニア、塩酸等）を理科の授業で取り扱う小学校や中学校も対象か？	小学校や中学校などで働く地方公務員に対する労働安全衛生法の適用に関して、地方公務員法第58条第2項では、第2章（第6条から第9条）のみが適用除外となっており、労働安全衛生法第22条を根拠条文とする化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任に関しては地方公務員に対しても適用されます。 化学物質管理者は、リスクアセスメント対象物を取り扱う等をする事業場であれば選任する必要があります。 保護具着用管理責任者は、リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場や、作業環境測定の結果、評価の区分が第三管理区分から改善することができない事業場で労働者に保護具を使用させる場合には選任する必要があり、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任できない場合には保護具着用管理責任者教育を受講することが必要となります。取扱状況による法令の適用につきましては、所轄の労働基準監督署にご相談ください。
2-2-1	2-2. 保護具着用責任者の選任義務化	保護具着用管理責任者はすべての事業場で選任する必要があるか？	保護具着用管理責任者は、 ・リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる場合 ・特化則や有機則等の特別則における、第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された等の場合 には、選任が必要です。 保護具着用管理責任者は、業種や規模にかかわらず、上記に該当する全ての事業場で選任しなければならないものであり、適切に職務が行える範囲で選任・配置する必要があります。

2-2-2	2-2. 保護具着用責任者の選任義務化	保護具着用管理責任者の選任に必要な要件は？	保護具着用管理責任者は「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任する必要があります。具体的には「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和４年５月31日付け基発0531第９号）（令和４年９月７日一部改正）」において、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント、第一種衛生管理者、作業主任者等の資格者に加え、安全衛生推進者の講習を修了した者が挙げられています。 また、上記該当者を選任することができない場合には、「保護具の管理に関する教育を受講した者」からの選任も可能となっています。 なお、「保護具の管理に関する教育」については、「保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和４年12月26日付け基安化発1226第１号）」によって、次のカリキュラムが示されています。 ・保護具着用管理：0.5時間 ・保護具に関する知識：3.0時間 ・労働災害に関する知識：1.0時間 ・関係法令：0.5時間 ・保護具の使用方法等（実技）：1.0時間
2-2-3	2-2. 保護具着用責任者の選任義務化	保護具着用管理責任者は化学物質管理者等との兼務は可能か？	保護具着用管理責任者は、適切に職務が行える範囲であれば、化学物質管理者や作業主任者等と兼務することは差し支えありません。また、適切に職務が行える範囲で、それぞれの作業場所等で複数の保護具着用管理責任者を選任・配置することも差し支えありません。 ただし、特化則や有機則等の特別規則における第三管理区分作業場において、作業環境の改善が困難と判断された場合等の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合は、作業主任者が保護具着用管理責任者と兼務することはできません。
2-3-1	2-3. 雇入れ時等教育の拡充	雇入れ時等教育の拡充に関して、事務職等化学物質を取り扱うことがない労働者も教育対象か？	雇入れ時教育につきましては、次の１～４の事項について、これまで特定の業種においては、省略することが認められておりましたが、令和６年４月以降は実施することが義務付けます。 １．機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること ２．安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること ３．作業手順に関すること ４．作業開始時の点検に関すること 労働者が従事する業務に応じて、必要な教育を実施していただくことになります。従いまして、事務職などで全く化学物質を取扱うことがない労働者については、化学物質に関係する教育の内容は、省略されても構いません。
2-4-1	2-4. 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	新たに「食品製造業」および「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が職長教育の対象となったが、従来対象となっていた他製造業等と同様の教育が必要か？	新たに指定された「食品製造業」および「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の職長についても、労働災害防止のため最低限必要な教育として、労働安全衛生規則第40条第２項に規定された次の教育を受けることが必要です。ただし、実際の教育内容は各事業場の作業に応じた内容を実施する必要があります。 ・作業方法の決定及び労働者の配置に関する事項：2.0時間 ・指導及び教育の方法、労働者に対する指導又は作業中における監督の方法に関する事項：2.5時間 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事項：4.0時間 ・異常時等における措置に関する事項：1.5時間 ・その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事項：2.0時間

3-1-1	3-1. S D S 等による通知方法の柔軟化	SDSをホームページに掲載することで提供する場合、ホームページに掲載すれば通知したとみなされるか？それともホームページへの掲載に加えメール等でホームページのリンク等を譲渡・提供先に通知することは必要か？	ホームページにSDSを掲載する場合、リンク先をメールや二次元コード等で相手側に通知し閲覧を求める必要があります。
3-1-2	3-1. S D S 等による通知方法の柔軟化	流通事業者がSDSを交付する際、製造元、輸入元、販売元のSDSを閲覧できるホームページのアドレスをメール等で伝達することにより通知する方法は可能か？	可能です。例えば、流通事業者においては、製造・輸入元のホームページのアドレスの伝達とあわせて自社の名称、住所及び電話番号をメール等で伝達する方法や、製造・輸入元のSDSに自社の名称、住所及び電話番号を併記したものを自社のホームページに掲載し、そのアドレスを伝達し、閲覧を求める方法などが考えられます。
3-1-3	3-1. S D S 等による通知方法の柔軟化	SDSをホームページに掲載する場合や電子メールで提供する場合、交付したことを示す記録保管は必要か？	法令上、SDSの提供元においてホームページからのダウンロードや電子メールの送信記録に関する保管義務はありません。各事業者で管理上の必要に応じて保存の要否を判断してください。
3-2-1	3-2. 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	人体に及ぼす作用とは具体的にSDSのどの項目を指すのか？	人体に及ぼす作用とは、JIS Z7253に沿ったSDSの項目では「1 1. 有害性情報」が該当します。また、「1 1. 有害性情報」の更新に伴って、必要に応じて「2. 危険有害性の要約」や「8. ばく露防止及び保護措置」の更新が必要となる場合があります。
3-2-2	3-2. 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	SDSの5年以内ごとの記載内容の変更の要否の確認において、変更が必要な場合には1年以内に更新することが義務付けられるが、ラベル表示についても1年以内に更新することが必要か？	ラベル表示については、在庫について一定期間内に全て貼り替えることが困難と考えられることから、法令で一律に更新の義務は定められていませんが、在庫が切り替わるタイミングで新たなラベル表示をお願いします。
3-2-3	3-2. 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	SDSの5年以内ごとの記載内容の変更の要否の確認において、変更の必要がないことを確認した場合は、SDSを更新しなくてよいか？その場合、確認結果を譲渡提供先に通知することなく従来のSDSを使用し続けてよいか？	SDSの記載内容の変更の要否を確認した結果、変更の必要がない場合にはSDSを更新する義務はありません。また、SDSの記載内容に変更の必要がない場合は、相手方に通知を行う必要もありません。ただし、各事業者においてSDSの改訂情報を管理する上で、変更の必要がないことを確認した日を記録しておくことが望ましいと考えます。
3-2-4	3-2. 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	「人体に及ぼす作用」の定期的な確認について、施行後に発行するSDSから義務が適用されるのか？	SDSの「人体に及ぼす作用」の5年以内ごとの定期的な確認については、施行日前に作成されたSDSも対象となります。施行日（令和5年4月1日）時点において現に存するSDSについては、施行日から5年以内（令和10年3月31日まで）に1回目の確認を行う必要があります。
3-2-5	3-2. 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	SDS交付対象物以外の化学品でSDSを提供している場合、「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新は義務か？	SDS交付が努力義務となっている化学品については、「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新も努力義務として位置づけられます。また、主として一般消費者の生活の用に供される製品については、SDS交付の義務対象から除外されているものであるため、SDSの5年に1回の確認等の義務はありません。
3-2-6	3-2. 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	SDSの定期確認および更新の義務はSDSを受領する側の事業者も対象か？	SDSの定期確認および更新の義務は、SDSを提供する側の義務であり、SDSを受領する側の義務ではありません。ただし、SDSを受領する事業者においても、SDSの更新の有無について適宜確認することが望まれます。

3-3-1	3-3. 通知事項の追加及び含有量表示の適正化	SDSの成分及び含有量の記載について、化管法では有効数値2桁と定められているが、安衛法では有効数値何桁で記載すべきか？	安衛法関係法令では、SDSに記載する含有量の有効数字の桁数を定めていませんので、各製品の仕様に合理的な桁数で記載してください。ただし、裾切り値がある場合には、裾切り値以下か以上かが分かる形で記載してください。
3-3-2	3-3. 通知事項の追加及び含有量表示の適正化	製品の特性上、含有量に幅が生じる場合でも濃度範囲ではなく、重量パーセントでの数値記載が必須か？	SDSの含有量記載方法については、重量パーセントの数値記載が原則となりますが、製品の特性上、含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能です。濃度範囲で記載する場合は、実際の製品の仕様に合理的な濃度範囲を記載することとなります。
3-3-3	3-3. 通知事項の追加及び含有量表示の適正化	類似製品のSDSを濃度範囲で表記することでまとめて作成することは可能か？	1製品に対して1つのSDSを作成することが原則ですが、含有量が多少異なるものの、危険有害性等SDSの各項目の内容に変更がないような場合には、合理的な範囲内で1つのSDSにまとめ、含有量を濃度範囲で示す方法も考えられます。
3-3-4	3-3. 通知事項の追加及び含有量表示の適正化	SDSの通知事項に追加される「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」とは、JIS Z 7253:2019のどの項目に該当するのか？	「JIS Z 7253:2019 附属書D D.2 項目1－化学品及び会社情報」には、「必要な場合には、化学品の推奨用途を記載することが望ましい。また、使用上の制限について、安全の観点から可能な限り記載するのが望ましい。」との記載があり、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」は、JIS Z 7253における化学品の推奨用途と使用上の制限に相当するものです。
3-3-5	3-3. 通知事項の追加及び含有量表示の適正化	SDSに記載する「保護具の種類」はどの程度具体的に記載するのが良いのでしょうか。	「保護具の種類」に記載するのは、推奨用途での使用を想定した場合に、吸入や皮膚接触を防止するための保護具の種類になります。本改正内容に沿った具体的なSDS記載例を（一社）日本化学工業協会がホームページで公開していますので、その記載例を参考にしてください。 <（一社）日本化学工業協会 労働安全衛生法政省令改正に対応したSDS記載例 改訂第1版> https://www.nikkakyo.org/safety_of_chemical_products/domestic/sds.html
3-3-6	3-3. 通知事項の追加及び含有量表示の適正化	SDSに記載する成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合、どのように記載すれば良いか？	成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合については、SDSにはその旨を記載（JIS Z 7253に従って作成したSDSにおいては、3項に記載）の上で含有量を10パーセント刻みで記載することが可能です。この場合、譲渡提供する相手方から求めがあるときは、秘密保持契約その他秘密の保全のために一般的に必要とされる方法により、相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内で、より狭い幅の濃度範囲又は重量パーセントで通知しなければなりません。また、「成分及びその含有量」が営業上の秘密に該当する場合に、SDSにはその旨を記載の上で成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約等を結び別途通知することも可能です。ただし、特別規則対象物質については本規定の適用の対象外です。
3-3-7	3-3. 通知事項の追加及び含有量表示の適正化	安衛則第577条の2の規定に基づくがん原性物質に該当することは、SDSのどの欄に記載すれば良いか？	SDSの適用法令欄に記載をしてください。なお、営業上の秘密としてSDSにその旨を記載した場合は、秘密保持契約等を結び別途通知してください。 ○令和4年12月26日付け基発1226第4号（令和5年4月24日一部改正） 記の第3 4 がん原性物質に該当する旨のSDS等による通知について 安衛則第34条の2の4第4号（令和6年4月1日以降は第5号）の通知事項である「適用される法令」の「法令」には、本告示が含まれること。この場合、リスクアセスメント対象物の名称が包括的な名称で規定されている物質であってそのうち一部の物質が本告示で定めるがん原性物質に該当するものを譲渡し、又は提供するに当たっては、SDS等に記載する成分の名称は、リスクアセスメント対象物の名称に関わらず、該当するがん原性物質の名称とすること。

3-3-8	3-3. 通知事項の追加及び含有量表示の適正化	安衛則第577条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）は、SDSのどの欄に記載すれば良いか？	管理濃度等と同じく、安衛法第57条の2第1項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」として通知することとなりますので、JIS Z7253に基づくSDSの「8. ばく露防止及び保護措置」欄に記載してください。なお、営業上の秘密としてSDSにその旨を記載した場合は、秘密保持契約等を結び別途の方法により通知してください。 ○平成18年10月20日付け基安化発第1020001号（最終改正令和6年1月9日付け基安化発0109第1号） 記のII第15 貯蔵又は取扱い上の注意（法第57条の2第1項第5号関係） (3)管理濃度、濃度基準値（則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）、許容濃度等
3-4-1	3-4. 事業場内別容器保管時の措置の強化	事業場内で別容器等で保管する場合の名称及び人体に及ぼす作用の明示について、容器へのラベル貼付以外にも方法があるか？	事業場内で別容器等で保管する場合の名称及び人体に及ぼす作用の明示については、ラベル表示、SDSの閲覧、使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付け、記録媒体に記録しその内容を常時確認できる機器を設置すること等、各事業場での取扱い方法に応じて労働者に確実に伝達できる方法で実施してください。例えば、各容器にサンプル番号を付し、番号と名称及び人体に及ぼす作用を別途掲示等する方法も考えられます。
3-4-2	3-4. 事業場内別容器保管時の措置の強化	計量し他容器に移し替えるが、すぐに作業を行い、保管しないような場合にも明示は必要か？	本規定は、対象物を保管することを目的として容器に入れ、又は包装し、保管する場合に適用されます。保管を行う人と保管された物を取り扱う人が異なる場合の危険有害性の情報伝達が主な目的であるため、他容器に一時的に移し替えるだけで保管せず、その場で使い切る場合等は、保管する場合には該当しないため、対象とはなりません。
3-4-3	3-4. 事業場内別容器保管時の措置の強化	別容器保管時に明示が求められる「人体に及ぼす作用」とはラベル記載項目のどれに該当するか？	「人体に及ぼす作用」は、ラベル記載項目のうち「有害性情報」が該当します。
3-5-1	3-5. 注文者が必要な措置を講じなければならない設備範囲の拡大	通知対象物を製造または取扱う設備であれば、設備の種類に関係なく、安全衛生確保措置等を記載した文書を請負者に交付しなければならないか？	設備で製造し、又は使用されている物質に通知対象物が含まれている場合は設備の種類に関係なく、注文者は、設備の改造や修理・清掃等の請負人に対して、SDSなど次の事項を記載した文書を交付する必要があります。 ・化学物質の危険性及び有害性 ・作業において注意すべき事項 ・安全衛生確保措置 ・流出その他事故発生時の応急措置
3-5-2	3-5. 注文者が必要な措置を講じなければならない設備範囲の拡大	設備の修理にあたり、請負人が自ら調達した通知対象物についても、注文者としての措置が必要か？	請負人が自ら調達した通知対象物については、請負人がSDS等を受領し、必要な対応を図ることが可能であるため、注文者の措置義務には該当しません。
3-5-3	3-5. 注文者が必要な措置を講じなければならない設備範囲の拡大	通知対象物を取り扱っていない稼働時間外に、改造や修理・清掃等を行う場合でも、注文者としての措置が必要か？	改造や修理等の作業は一般的に稼働時間外に実施されることと想定されますが、その場合であっても通知対象物等による請負人へのばく露が想定されることから、稼働の有無に関わらず、注文者は、請負人に対して法令で定めている事項を記載した文書を交付する必要があります。
4-1-1	4-1. 管理水準良好事業場の特別規則適用除外	特別規則の適用除外の認定要件の1つである「異常所見があると認められる労働者がいなかったこと」というのは、全ての特別則に基づく特殊健康診断結果が対象か？	適用除外の申請を行う対象の特別規則で規定する特殊健康診断結果において、新たに異常所見があると認められる労働者がいないことが要件の1つです。 そのため、適用除外を申請しない特別規則で規定する特殊健康診断結果が認定要件となっているわけではありません。
4-1-2	4-1. 管理水準良好事業場の特別規則適用除外	特別規則の適用除外の認定要件1つである「化学物質管理専門家の配置」は事業場に専属させる必要があるか？	各事業場に配置する化学物質管理専門家は、当該事業場に専属の者を配置していただく必要があります。

4-1-3	4-1. 管理水準良好事業場の特別規則適用除外	特別規則の適用除外に認定されれば、特別規則のすべての規定から除外されるのか？	認定によって適用が除外される規定は、健康診断、保護具、清掃に関する規定以外の規定が適用除外となります。
4-1-4	4-1. 管理水準良好事業場の特別規則適用除外	適用除外の認定を受ければ作業環境測定義務も除外されるが、更新時にも認定時と同様に作業環境測定の結果が求められており、結果として認定後も作業環境測定が必要なのか？	認定時と更新時の作業環境測定に関する要件は次のようになっています。 ・認定時：過去３年間に当該事業場の作業場所について行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分に区分された ・更新時：過去３年間に当該事業場の作業場所に係る作業環境が第一管理区分に相当する水準である このように、更新時には必ずしも作業環境測定の実施が求められているわけではありません。ただし、第一管理区分に相当する水準を維持していることを個人ばく露測定の結果による評価、作業環境測定の結果による評価又は数理モデルによる評価など、何らかの手段で評価し、その評価結果について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家の評価を受けることが必要です。
4-2-1	4-2. 特殊健康診断の実施頻度の緩和	特殊健康診断の実施頻度緩和について、条件が満たされれば、事業者において実施頻度緩和のタイミングを決めてよいか。また、労働基準監督署等への届出等は必要か？	特殊健康診断の実施頻度の緩和は一定の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで、各事業者が労働者ごとに判断して行うこととしています。このため、特殊健康診断の実施頻度の緩和にあたり、所管の労働基準監督署や都道府県労働局に対する届出等を行う必要はありません。
4-2-2	4-2. 特殊健康診断の実施頻度の緩和	屋外作業場の作業に従事する労働者で特殊健康診断の実施対象者の場合も、実施頻度の緩和の規定は適用可能か？	特殊健康診断の実施頻度緩和の規定の適用については、当該業務を行う場所について作業環境測定の実施及びその結果の評価が法令で規定されるもののみを対象としています。したがって、法令で作業環境測定の実施及びその結果の評価が義務付けられていない屋外作業場については、今回の特殊健康診断の実施頻度緩和の対象とはなりません。
4-2-3	4-2. 特殊健康診断の実施頻度の緩和	特殊健康診断の実施頻度緩和の条件の1つに、「直近の健康診断実施日からばく露量に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと」があるが、大きな影響の有無についての判断基準はあるか？	「ばく露量に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと」とは、特殊健康診断の実施対象業務に従事する労働者への当該物質のばく露リスクに変更がないということであり、例えばリスクアセスメント対象物の使用量や使用頻度に大きな変更がないこと等が挙げられます。この判断は各事業者が実施することになりますが、判断にあたっては、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましいものと考えます。
4-2-4	4-2. 特殊健康診断の実施頻度の緩和	特殊健康診断の実施頻度緩和の条件として、直近3回分の作業環境測定件および特殊健康診断結果があるが、直近3回分には施行日以前の結果も含めてよいか？	特殊健康診断の実施頻度緩和に係る要件については、施行日前に実施された作業環境測定の評価結果及び特殊健康診断の結果を含んで判断していただいて差し支えありません。
4-3-1	4-3. 第3管理区分事業場の措置強化	作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合や、改善に必要な措置を講じても第3管理区分となった場合に、所轄労働基準監督署長への届出はいつまでに実施しなければならないか？	作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合や、改善に必要な措置を講じても第3管理区分となった場合には、さらに測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の使用、呼吸用保護具が適切に装着されているかの確認、保護具着用管理責任者の選任等の改善措置を講ずることとしており、当該改善措置を講じたときは、第3管理区分措置状況届を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
4-3-2	4-3. 第3管理区分事業場の措置強化	作業環境測定結果が第3管理区分となり、対策実施後第2管理区分となったが、その半年後に再度第3管理区分となった場合も、外部の作業環境管理専門家の意見聴取が必要か？	ご指摘のような場合であっても、特化則第36条の3第1項等の規定により、直ちに必要な対策を行った上で、同条第2項等の規定により濃度の測定を行って評価を行い、その結果が第3管理区分となった場合は、第36条の3の2第1項等の規定により、作業環境管理専門家から意見を聴かなければなりません。

4-3-3	4-3. 第3管理区分 事業場の措置強化	作業環境測定結果が第3管理区分の作業場所に対する措置について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合の個人サンプリング法等による濃度測定や呼吸用保護具の選定について基準はあるか？	作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合や、改善に必要な措置を講じても第3管理区分となった場合に義務付けられる濃度測定に基づく呼吸用保護具の使用および装着の確認に関しては「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」（令和4年厚生労働省告示第341号）」および「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等に関する告示の施行等について（令和4年11月30日付け基発1130第1号）」によって次のような事項が示されています。 ・濃度測定：濃度測定の方法は「作業環境測定基準に基づく方法」又「は個人ばく露測定における測定方法」とし、その試料採取方法及び分析方法を規定 ・呼吸用保護具の使用：有効な呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならないことを規定するとともに、要求防護係数の計算方法及び呼吸用保護具の種類に応じた指定防護係数の値を規定 ・呼吸用保護具の装着の確認：呼吸用保護具を使用する労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（フィットファクタ）が呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認することを規定するとともに、フィットファクタの計算方法及び呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタの値を規定
4-3-4	4-3. 第3管理区分 事業場の措置強化	新たに設けられた「作業環境管理専門家」の要件は？	作業環境管理専門家の要件は「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和4年5月31日付け基発0531第9号）（令和4年9月7日一部改正）」において、次の要件が示されています。 ・化学物質管理専門家の要件に該当する者 ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学に限る）又は労働安全コンサルタント（化学に限る）であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者 ・6年以上、衛生工学衛生管理者としてその業務に従事した経験を有する者 ・衛生管理士（法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学に限る）に合格した者に限る）に選任された者であって、3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務をを行った経験を有する者 ・6年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者 ・4年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者であって、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習のうち、同協会が化学物質管理専門家の業務実施に当たり、受講することが適当と定めたものを全て修了した者 ・オキュペイショナル・ハイジニストの資格又はそれと同等の外国の資格を有する者
4-3-5	4-3. 第3管理区分 事業場の措置強化	作業環境管理専門家への意見聴取に関して、事業場内に作業環境管理専門家が在籍する場合でも、外部の作業環境管理専門家からの意見聴取が必要か？	作業環境管理専門家からの意見聴取においては、第三管理区分となる作業場所には局所排気装置の設置等が技術的に困難な場合があり、作業環境を改善するための措置について高度な知見を有する専門家の視点により改善の可否、改善措置の内容について意見を求め、改善の取組等を図ることが趣旨であるため、客観的で幅広い知見に基づく専門的意見が得られるよう、当該事業場に属さない外部の作業環境管理専門家から意見を聴取することが必要です。